

災害と人権

災害列島日本。

今年も7月には、西日本豪雨があたり、続いて台風20号、台風21号が襲い、9月6日には震度7の北海道胆振東部地震が発生しました。現在でも多くの方が避難生活を送っておられます。

9月11日には、第4回みんなの人権セミナーで、日野ボランティア・ネットワークの山下弘彦さんに『災害と人権』災害にも強い地域づくり「顔の見える関係づくりと支え合い活動」のテーマで講演をしていただきました。普段からの地域コミュニティのつながりと結びつきが、防災、減災にとって極めて重要であることを話されました。

〈被災と人権〉

まず、災害が発生した直後には、生命そのものが危険にさらされます。続いて食料や水、安全の確保や医療など、生存権の保障が一番の課題になります。



避難場所に避難した場合には、プライバシーを含めた個人の尊厳や幸福追求権などの保障が課題となります。

大人は仕事を奪われ、子どもたちも学習の場を奪われます。緊急の段階を過ぎて、復旧、復興の段階になると住居や雇用、教育などの社会的、経済的な権利の保障が重要になります。

そして、災害からの復興の過程のなかで、被災された人の人権が保障されていかなければなりません。

〈災害と人権侵害〉

子どもや高齢者、障がいのある人、病気の方、外国人などの「要支援者」は、避難所の中でも、情報が受け取れない、移動が自由にできないなど、避難生活でもより不自由な生活を強いられます。また、女性や子育ての視点からの対策も必要です。

さらに、看過できない問題は、偏見に基づく差別などの人権侵害です。

東日本大震災では、福島第一原子力発電所の事故で福島県から県外に避難した人たちが、避難先で心無い差別を受けることがありました。住み慣れた故郷を離れ避難生活を余儀なくされている人が、避難先でいられない差別を受けるようなことは決してあってはならないことです。



共同講座
男女参画
兼
第6回
みんなの人権
セミナー

◆日時 11月26日(月) 19時〜

◆場所 人権交流センター

◆演題 「私たちの周りにおけるDV／デートDV／見聞きした時の対応について」

◆講師 伊田広行さん(DV加害プログラム・NOVO(ノボ)運営、立命館大学非常勤講師)

◆その他

- ① 小学校入学までを対象に託児を設けます。希望される場合は、お子さんのお名前・年齢を添えて、人権推進室に申込んでください。
- ② 手話通訳を希望される場合は、人権推進室まで申し込んでください。

◆問い合わせ先

福祉介護課人権推進室(人権交流センター内)

TEL 0859・54・2286
FAX 0859・54・2413